

当健保組合の資格喪失後または被扶養者認定後、6ヵ月以内に出産したとき は他健保との重複給付を避けるため、不支給証明書の提出が必要になります。

1. 出産育児一時金請求の場合

《グラクソ・スミスクライン健康保険組合の被保険者資格喪失後、GSK健保へ出産育児一時金を請求するとき》

現在家族の被扶養者になっている場合

……………現在加入の健康保険による家族出産育児一時金の不支給証明が必要です。

国民健康保険組合に加入の場合

……………現在加入の国民健康保険による出産育児一時金(助産費)の不支給証明が必要です。

2. GSK健保へ家族出産育児一時金請求の場合

家族が以前加入していた健康保険の被保険者(本人)資格喪失後、6ヵ月以内に出産した場合

……………以前加入していた健康保険による出産育児一時金の不支給証明が必要です。

グラクソ・スミスクライン健康保険組合 御中

## 出産育児一時金・家族出産育児一時金 不支給証明書

下記の者に対して出産育児一時金・家族出産育児一時金は支給していないこと、  
また今後請求があっても支給しないことを証明いたします。

### 記

1. 請求者氏名



( 記号・番号 )

2. 請求者生年月日

3. 出産者氏名

4. 出産年月日

5. 出生児氏名

6. 請求者住所

7. 請求者電話番号

平成 年 月 日

保険者 所在地

名 称

印

T E L